

令和

平成 2 年

時間外来庁者名簿

日付	用件(該当するものに○)	住所(町名まで)	氏名	入庁時間	退庁時間
11/4	届・証明・清掃・工事・他			7:00	12:00
11/4	届・証明・清掃・工事・他			7:05	10:05
11/4	届・証明・清掃・工事・他			19:15	19:35
11/5	届・証明・清掃・工事・他			7:00	12:00
11/6	届・証明・清掃・工事・他			7:00	12:00



第 3号様式 (第 4条関係)

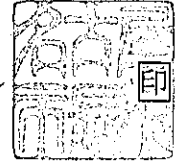
行政文書一部公開決定通知書

3 中川第 24 号
令和 3 年 8 月 12 日

田中智之 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和3年8月4日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	時間外来庁者名簿	
行政文書の公開の日時及び場所	日 時	令和3年8月12日
	場 所	郵送による
行政文書の公開の方法	1 閲覧 2 写しの交付 3 視聴	
行政文書の一部を公開しない理由	名古屋市情報公開条例第7条第1項第1号に該当 公開請求のあった行政文書に記載されている氏名、住所などは、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであるため、非公開とします。	
備 考	<決定を行った所管課・公所> 中川区役所区政部総務課庶務係 TEL 052-363-4306	

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日(審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として(市長が被告の代表者となります。)処分の取消しの訴え(取消訴訟)を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。